

## <趣旨>

- 避難生活が長期化している中で、応急仮設住宅を取り巻く新たな課題への対応が必要。
- 一方で、復興公営住宅の整備がおおむね完了することや避難指示が解除された地域への帰還に向けた環境整備が進展し、帰還困難区域においても特定復興拠点の整備に向けた動きが見られる。

## <基本的な考え方>

- **避難指示区域等からの避難者の今後の見通しをつけてもらうためにも、応急仮設住宅の供与期間も見据えながら、安定した住まいの確保に向けた支援について、国、県、関係市町村による検討を進めていく。**

### ➤ 災害救助法の趣旨

- ・あくまで応急仮設住宅は一時的な住まいであり、避難者にとって当該住宅に住み続けることは必ずしも望ましいことではない

### ➤ 課題の顕在化

- ・応急仮設住宅の空き住戸における防火・防犯の問題や維持管理等、居住実態の把握が困難な事例

### ➤ 住宅整備の見通し

- ・今年度末までにおおむね整備が完了するなど、原子力被災者のための住宅の確保に一定の目途がつく

### ➤ 避難者の生活再建

- ・避難者の置かれている状況は個々に異なるため、それぞれの再建に向けた進み具合に応じた生活再建が必要

## <安定した住まいの確保に向けた取組>

### ➤ 生活再建の状況把握

- ・避難者の住まいの確保の進み具合や日常生活における課題の側面から、生活再建の状況を把握

### ➤ 生活再建の状況を踏まえた対応

- ・まずは可能な方から生活再建に結び付け、応急仮設住宅から移転が困難な方については、早い段階からの個別にアプローチを開始

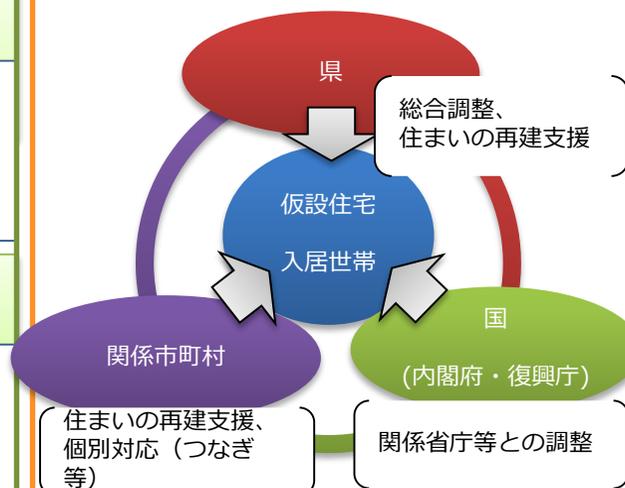
### ➤ 関係機関との連携

- ・個別の課題に対応していくため、国・県・関係市町村による横断的に調整する場を設置

### ➤ 施策の検討（方向性）

- ・公営住宅等の活用
- ・住まいの確保に関する課題の共有
- ・避難者からの相談に対応する体制の充実

## <推進に向けた体制等>



情報共有・相互連携

## <実施スケジュール> (予定)

### 平成30年度

- ・施策の取りまとめ、方針の公表（7月頃）
- ・戸別訪問等による意向確認の実施（9月～）

### 平成31年度

- ・関連施策の実施（平成31年4月～）